

募金要項

1. 用途

創立50周年記念事業の実施（国際交流・学生支援基金（仮称）の設立など）

2. 募金期間

平成26年3月まで

なお、これ以降も引き続きご支援賜りましたなら幸甚でございます。

3. 募金種別

■個人寄附 1口 5,000円 ■法人寄附 1口 10,000円

※可能な範囲で多数の応募をいただければ大変ありがたいと存じますが、1口未満でもありがたくお受けいたします。

4. 募金の対象

- 鶴岡高専の卒業生・専攻科の修了生
- 鶴岡高専の学生の保護者（後援会）
- 鶴岡高専に入学後、進路変更した学生
- 鶴岡高専の教職員・旧教職員
- 鶴岡高専技術振興会会員企業
- その他本事業の趣旨に賛同いただける個人及び法人等（企業・団体等）

5. 寄附申込み方法及び振込方法

「鶴岡工業高等専門学校創立50周年記念事業」寄附金申込書にご記入いただき、下記に郵送、FAX又はメールで送付いただくとともに、寄附金を下記の口座に振り込みをお願いします。

・寄附金申込書送付先

〒997-8511 山形県鶴岡市井岡字沢田104

鶴岡工業高等専門学校総務課財務係

FAX番号：0235-24-1840

メールアドレス：zaimu@tsuruoka-nct.ac.jp

[持参する場合] 受付時間：平日 9:00～16:00

◎ 口座名義：鶴岡高専創立50周年記念事業

荘内銀行	本店営業部	普通預金 1089709
ゆうちょ銀行		振替口座 02250-5-135522

※ホームページに掲載されています『振込依頼書』をダウンロードして利用の上、荘内銀行本支店からお振り込みいただく場合、振込手数料は不要となります。

その他の銀行、ゆうちょ銀行をご利用の場合につきましては、大変恐縮に存じますが、振込手数料のご負担をお願い申し上げます。

6. 寄附行為に対する税制上の優遇措置

○ 所得税

所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金（所得税法第 78 条第 2 項第 2 号）及び法人税法上の全額損金算入が認められる指定寄附金（法人税法第 37 条第 3 項第 2 号）として財務大臣から指定されています。

従って、寄附金については次のような優遇措置が講じられます。

- ・個人寄附……2 千円を超える部分について当該年所得の 40%を限度に当該年の所得から控除
- ・法人寄附……全額損金算入

○ 個人住民税

都道府県、市町村の条例で独立行政法人国立高等専門学校機構が寄附金税額控除の対象とされている場合、所得税の寄附金控除に加えて、住民税の控除が受けられる場合があります。

詳しくは、居住している都道府県・市区町村にお問い合わせください。

○ 寄附金控除を受けるための手続きについて

所得税の確定申告時期に、金融機関より受領した「振込金受取書」や「振替払込請求書兼受領書」又は本校が発行した「領収書」を添えて所轄の税務署に「確定申告書」を提出して下さい

7. 寄附者の顕彰等

ご寄付頂いた方のご芳名、法人名等を本校のホームページに掲載させて頂く予定です。

ご希望されない場合は、寄附申込書にその旨ご記入をお願い致します。

また、「鶴岡工業高等専門学校創立 50 周年記念事業寄附者芳名録」を作成し、校内に末永く顕彰させていただきます。

なお、2 口以上のご寄附を頂いた方、法人等には、50 周年記念誌の DVD 版をお贈りさせていただきます。

個人情報取扱について

ご寄附により取得しました個人情報につきましては、創立 50 周年記念事業に使用させていただきますとともに、本校の規則に基づき、厳正に管理いたします。